

相続税の税務調査省略が期待される相続税申告書作成のポイント ～ 金融資産の確認方法 ～

その3

今回からシリーズで、相続税の税務調査省略が期待される相続税申告書作成のポイントについて解説しています。今回は、相続財産のうち金融資産の確認方法について解説します。
金融資産の計上漏れは相続税の実地調査の端緒となります。

相続財産の確認のうち、最も確認が困難な財産といえます。被相続人が高齢単身者であった場合に、金融資産が生前に相続人等によって把握されていないことがあります。

相続開始後に被相続人の金融資産の確認のために、被相続人が居住していた最寄りの銀行等を相続人が回って被相続人名義の預金等がないか確認することが必要かもしれません。それ以外にも、公的機関等への照会によって金融資産の有無を確認することができます。

1. 生命保険契約照会制度

令和3年7月1日から、一般社団法人生命保険協会は、高齢者が独居のまま亡くなられる事案や、認知症患者の増加等に対応するため、「生命保険契約照会制度」の運用を開始されました。この照会制度を活用すると、生命保険会社（我が国で営業する生命保険会社全42社）が照会を受け付けた日現在有効に継続している個人保険契約等の契約者及び被保険者の名寄せを行い、照会対象者にかかる保険契約等の有無について調査を行い、回答が得られます。

2. ゆうちょ銀行・かんぽ生命

ゆうちょ銀行、かんぽ生命にその名義の方のこういった口座があるのか、どういう契約の保険があるのかというのを網羅的に調査する方法として「現存照会手続」を行うことができます。この調査は、残高の証明というよりは、こういった口座があるのかという網羅性の証明という位置づけとなります。

「現存照会手続」を行わなかった場合に、残高証明書だけでは把握できていない口座や取引について、確認漏れが生じることも起こり得ます。

3. 口座管理法による預金の口座情報

預貯金口座への付番制度は、令和7年4月1日に施行され、相続時や災害時に、一つの金融機関の窓口において、マイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認できるようになりました。被相続人が生前、預貯金口座への付番を行っていれば、相続人が任意の金融機関で相続時照会を申し込むことで、一部手続の対象外となる金融機関を除き、すべての金融機関を対象に、被相続人のマイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認することができます。

4. 証券保管振替機構（登録済加入者情報の開示請求）

上場株式等の口座が開設されている証券会社、信託銀行等の一覧を確認することができます。

5. 証券会社・信託銀行

上場株式等については、被相続人が口座開設していた証券会社等を確認するだけでなく、株主名簿管理人（信託銀行）の管理下に置かれている株式の有無についても確認することが欠かせません。まずは、証券会社や銀行等から株式や投資信託等の残高証明書を入手することから始めます。

残高証明書による確認以外にも、株式等の配当金についても、「配当期待権」又は「未収配当金」について財産計上もれが生じないよう細心の注意が必要です。

6. 銀行・JA・デジタル資産

銀行等で残高証明書を請求する際に、すべての取引についての残高証明書を請求することとします。この場合には、預貯金等の残高だけでなく出資金の有無、借入金の残高、投資信託等の有無、他の支店に口座の有無などを確認することができます。